

札幌芸術の森(公益財団法人札幌市芸術文化財団)パート職員募集案内

札幌芸術の森(公益財団法人札幌市芸術文化財団)では、陶工房の仕事に従事するパート職員を募集いたします。

募集の内容については下記のとおりです。

1 採用予定人数

パート職員:若干名

2 募集職種および勤務場所

募集職種:パート職員(陶工房の工房管理及び講習会指導)

(雇入れ直後)

勤務場所:札幌芸術の森創作普及課 (公益財団法人札幌市芸術文化財団 芸術の森事業部)

(変更の範囲)

変更なし

3 仕事の内容

(雇入れ直後)

- (1) 札幌芸術の森 陶工房の工房管理、利用者対応
 - (2) 創作普及課事業補助
 - (3) 上記並びに札幌芸術の森の運営業務に伴う一切の業務
- (変更の範囲)

変更なし

4 応募資格

次の要件を満たす方

- (1) 芸術の森の事業に関心があり、一般事務処理、基本的なパソコン操作ができる方
- (2) 学校教育法による高等学校卒業以上の方
- (3) 令和7年11月1日(土)から勤務可能な方※勤務開始日については応相談
- (4) 陶芸に関する知識と経験のある方(成型から焼成までの作業経験のある方、優遇)
- (5) 次のいずれかに該当する方は応募できません。
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・ 日本の国籍を有しない方で、就職を制限されている在留資格の方

5 選考の方法及び内容

(1) 書類による選考

①選考方法—履歴書、及び実務経歴書提出による書類選考

市販の履歴書(A3見開きサイズ、JIS規格)に必要事項を本人が記入し、写真を添付して申し込んでください。

※「6 履歴書記入上の注意事項」を参照してください。

記載事項に不備があった場合、受付できないことがあります。

また、提出された履歴書は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

- ・実務経歴書(必須)は、自由(プリンター出力可)形式です。
- ・制作活動実績のある方は、ポートフォリオも併せて提出ください。

②受付期間

令和7年 10 月 11 日(土)から採用者決定まで

③提出先

〒005-0864

札幌市南区芸術の森2丁目75番地クラフト工房

札幌芸術の森 創作普及課工房係 パート職員(陶工房)募集 係

※封筒表面に差出人の郵便番号、住所、氏名を明記し、必ず郵便で送付してください。

郵送以外では受付いたしません。

④合否の通知

応募者全員に対して郵送にて行います。

応募後、約2週間以内にご連絡いたします。

(2) 第2次選考(面接による選考)

書類による選考通過者についてのみ実施します。

個別面接により、主として人物評価をします。

①面接日

応募あり次第随時

※面接の時間等の詳細については、書類審査合格者に別途電話にて連絡いたします。

②合格通知

合格者については、面接後に直接電話連絡いたします。不合格の場合は、面接後、1 週間以内に郵送で結果を通知いたします。

6 履歴書記入上の注意事項

- ・必ず本人が記入してください。
- ・黒インクまたは黒ボールペンをうい、楷書で丁寧に記載してください。数字は、氏名などの固有名詞を除き、算用数字で記入してください。
- ・氏名、生年月日は、戸籍に記載されているとおりに正しく記入してください。
- ・現住所は、マンション・アパート名も略さず記入してください。
- ・現住所以外の連絡先には、会社、学校、実家など現住所以外で本人に連絡できる場所等を記入してください。
- ・職歴欄には在学中や短期間のアルバイト、パートなどは含めないでください。
- ・志望の動機、目的、特技など具体的に詳しく記入してください。

7 勤務条件

(1) 雇用契約期間

採用日から令和8年3月 31 日まで

業務の内容、勤務成績により、契約を更新する場合があります(通算契約期間 5 年まで)。

(2) 給与

財団の規定により、給与および諸手当(通勤手当、時間外勤務手当等)を支給します。

パート職員(工房管理)

- ・時給 1,135 円※令和7年 10 月 11 日現在
- ・通勤手当 財団規定による。ただし上限があります。

(3) 勤務時間および勤務日

勤務時間 : 9:15 から 17:15 まで(休憩時間 45 分)

※所定時間外労務が発生することがあります。

勤務日 : 週2~3日程度の勤務(シフト制)※月 8~10 日間程度の勤務

※土曜日、日曜日、祝日、振替休日の勤務あり

(4) 休日・休暇

- ・11 月 4 日~翌 4 月 28 日は月曜日休園。(月曜日が祝日、振替休日の場合は、翌平日)
- ・年末年始
- ・年次有給休暇(6 か月間継続勤務し、所定労働時間数の 8 割以上勤務した場合、勤務年数に応じて付与します。)

この他に、財団の規程により、母性健康管理のための休暇、産前産後の休暇、子の看護休暇、介護休暇等があります。

(5) 社会保険等

勤務日数等の条件を満たした場合、加入。

(6) 受動喫煙防止措置

施設内禁煙(園屋外に指定された喫煙場所あり)

8 その他

- ・応募資格及び選考の具体的内容に関するお問い合わせについてはお答えいたしませんので、ご了承ください。
- ・個人情報については、財団の個人情報の保護に関する規定に基づき、採用関係以外での使用はいたしません。

<お申込・お問合せ先>

〒005-0864

札幌市南区芸術の森2丁目75番地クラフト工房

札幌芸術の森創作普及課工房係 パート職員(陶工房)採用担当

電話:011- 592- 4122 FAX:011- 591-0094

(休園日を除く、10:00~17:00まで)